

経営者保証について

1 経緯

- 経営者保証とは、中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となること。企業が倒産して融資の返済ができなくなった場合、経営者個人が企業に代わって返済することを求められるもの。
- 経営者保証は、経営への規律付けや資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる要因となっているという指摘もあるところ。
- これらの課題に対応するため、平成25年12月、全国銀行協会と日本商工会議所は、「経営者保証に関するガイドライン」を自主的自律的な準則として公表。
- 経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、令和4年12月、経済産業省・金融庁・財務省は、「経営者保証改革プログラム」を策定し、①スタートアップ・創業、②民間金融機関による融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンスの4分野に重点的に取り組むこととしたところ。

2 最近の動向

- 金融庁は、令和4年12月に「経営者保証改革プログラム」の施策の一つとして、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等(以下「監督指針」という。)を改正。
保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、事業者・保証人の納得感を向上させることとしたところ。
- このような取組もあり、金融機関において、経営者保証を徴求しない(無保証人)融資の割合が増加。

<金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化>

- 主な施策
- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求めるとともに、その結果等を記録することを求める。
 - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
 - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
 - ② ①の結果等を記録した件数を金融庁に報告することを求める。
(※)「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=100%を目指す
 - ③ 金融庁に経営者保証専用相談窓口を設置し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。
 - ④ 状況に応じて、金融機関に対して特別ヒアリングを実施。

3 林業信用保証における状況等

- 林業信用保証においては、「原則として連帯保証人を立てさせる」としているが、一定の要件を満たす場合は、「連帯保証人を立てることを免ずる」ともしているところ。
- これまで、信用基金としては、金融機関の動向を注視してきたところであるが、改正監督指針の施行から1年が経過し、金融機関の対応が明らかとなってきたことから、林業信用保証業務における経営者保証の在り方について検討を進める考え。

<林業信用保証業務における現時点の扱い>

業務細則(抜粋)

(連帯保証人等)

第17条 信用基金は、信用基金に保証を依頼しようとする者に、原則として連帯保証人を立てさせるほか、特に必要があると認めるときは担保を提供させるものとする。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、**別に定めるところ**により連帯保証人を立てることを免ずるものとする。

取扱要領(抜粋)

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- (2) 法人と経営者間の資金やりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (3) 適時適切に財務状況等が提供されていること
- (4) 次の財務要件を満たしていること
 - ア 無担保無保証人の場合
以下の①を充足し、かつ②又は③の少なくとも1項目を充足すること
 - イ 有担保無保証人の場合
以下の①～③の項目のうち1項目以上を充足すること
 - ① 自己資本比率20%以上
 - ② 使用総資本事業利益率10%以上
 - ③ インタレスト・カバレッジ・レーシオ2.0倍以上